

花の心プロジェクト推進協議会設置要綱

平成28年5月24日
28台環環第195号

(設 置)

第1条 花を慈しむ心、思いやりとおもてなしの心をもって、花でまちを飾り、心豊かでうるおいのあるまち台東区を世界にアピールすることを目的として、花の心プロジェクト推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 花の心プロジェクトに関すること。
- (2) その他推進協議会が必要と認める事項

(構 成)

第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる者、団体等をもって構成する。

- (1) 台東区長（以下「区長」という。）
 - (2) 台東区議会議員 3名以内
 - (3) 区内町会連合会 22名以内
 - (4) 区内観光、商店街等関係者 6名以内
 - (5) 関係官公庁 2名以内
 - (6) 区関係者 10名以内
 - (7) その他、区長が必要と認める者
- 2 会員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 やむを得ない理由のために推進協議会に出席できない会員は、当該会員と同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、協議の一切を委任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、区長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、区議会議長をもって充て、会長を補佐する。

(専門部会)

第5条 第2条に掲げる所掌事項を専門的に調整又は検討する組織として、推進協議会に教育部会（花育推進検討会）（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の構成は、次の各号に掲げる者、団体等をもって構成する。
 - (1) 区内幼稚園PTA、小学校PTA、中学校PTA
 - (2) 区内幼稚園長、保育園長、こども園長、小学校長、中学校長
 - (3) 台東区心の教育推進区民会議委員

- (4) 社会教育委員
- (5) 教育委員会事務局関係管理職
- (6) その他、区長が必要と認める者

- 3 部会員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 部会に部会長を置き、教育委員会事務局次長をもって充てる。
- 5 部会長は、部会における検討の経過及び結果を推進協議会に報告する。
- 6 第2項の規定にかかわらず、部会長が必要と認めるときは、部会構成員以外の者に部会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(顧問)

第6条 推進協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、会長に進言し、又は助言する。
- 3 顧問は、東京都台東区花の心台東宣言起草委員会設置要綱（平成28年1月20日付台環環第676号）第3条第2項第1号、第2号及び第4号の規定による委員であった者をもって充てる。

(招集)

第7条 推進協議会は会長が招集し、部会は部会長が招集する。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、環境清掃部環境課において処理する。

- 2 部会の庶務は、教育委員会指導課において処理する。

(会議の公開等)

第9条 推進協議会の議事録及び会議に係る資料は、原則として公開とする。ただし会長が必要と認めたときは非公開とすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行する。